

生衛ふくおか

(2023年秋季号)

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1-2-4

T E L 092-651-5115

F A X 092-651-5147



ホームページ

インタビュー 竹野専務理事に聞く

センターの役割は営業者の経営力を高めること

今年6月、当指導センターの役員改選に伴い、専務理事に就任された竹野孔理事(飲食業生活衛生同業組合理事長)に、生衛業をめぐる現状と課題、今後の抱負などをお伺いしました。

—まず、専務理事としての抱負をお聞かせください。

竹野 生衛業と呼ばれる14の業種はいずれも私たちの生活に密着しています。個々の営業者の経営が健全であることが、業界全体の活性化をもたらし、さらには地域の活性化につながります。指導センターの役割は、生衛業の経営が良くなるように、必要な情報提供を行い、営業者の経営力を高めていくことと考えており、専務理事として取り組んでいきたい。

近年、多くの組合で組合員数が減少しています。組合員が増えることで組織にパワーが生まれ、地域への発信力も高まります。指導センターと組合が連携して、組合員を増やす取り組みをしていきたいと考えています。

組合同士の横のつながりも大事です。組合員の交流の場を設けるなど組合間のコミュニケーションをもっと密にするとともに、行政ともいっしょになって、知恵を出し合う仕組みを考えていきたいと思っています。

—飲食関連の業種はコロナ禍で大きなダメージを受けました。今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられましたが、どのような変化がありましたか。

竹野 今年5月以降、人の流れが大きく変わりました。それ以前は、みんながマスクをして感染を防止することが第一でしたが、5類引き下げ後は、「大手を振って飲みにいける」という雰囲気になりました。その結果、街に多くの人が出てくるようになりました。

とはいっても、業種・業態によって違いがあります。お酒を提供しない飲食店はコロナ前の水準に戻る一方で、お酒を提供する飲食店ではまだ戻っていません。

地域による格差もあり、天神や博多駅などの都心部では、コロナ前の水準を超えている一方で、その周辺部では、コロナ前の7割くらい。郡部ではまだまだ厳しい状況が続いています。

福岡市の中心部では目に見えてインバウンド客が増えており、今後、インバウンドは加速するだろうと予想しています。

—3年間に及ぶコロナ禍を経て、消費者の意識や行動が変わったと言われています。アフターコロナの社会や生活について、どのようなイメージをお持ちですか。



竹野孔専務理事

竹野 たしかに、5類引き下げ後も、依然としてマスクをしている人が多いです。コロナ禍を経験したことで、感染症のリスクを強く意識するようになったと思います。夜遅くウロウロすることが少なくなりました。

人々の意識や行動が変わったかということ、私はそのうち元に戻ると思っています。コロナ禍が続いたといっても3年です。長い年月をかけてつくられた生活習慣が、そう簡単に変わると思えません。

人と人のふれあい、コミュニケーションは、やはりリアルが一番です。コロナ禍にオンライン飲み会が催され、私も2回ほど参加しましたが、実に味気ないものでした。

行動制限がなくなり、人々がこれまで以上にはしゃぐ姿を多く目にします。こうした姿を見ると、やはりリアルにふれあうことが大事だと実感しています。

—これからの飲食業、さらには生衛業において、どのようなことが必要だとお考えですか。また、生衛組合として、どのようなことに取り組んでいかれますか。

竹野 わたしたち飲食業は、「食文化」を担っており、それを持続可能なものにする役割があると考えています。

それには、食材の「国産回帰」が必要です。コロナ禍において物流が滞留して海外から食材が入ってこないという事態が起きました。国産の食材にもっと目を向けていく必要があります。

さらに、「地産地消」も大事でしょう。たとえば、福岡県はタケノコの生産が日本一です。一方で、放置される竹林が増えています。竹林は保水力が弱く、土砂崩れを引き起こす原因になっています。県内産のタケノコを使ったメニューを飲食業組合が開発して、消費を拡大する。こうした取り組みを広げて、生産者と組合がいっしょになって「地産地消」を進めたいと考えています。

「高齢化」への対応も大きな課題です。後継者がいなくて閉めてしまう店があります。その中には黒字の店も少なくありません。「閉める店」を有効に活用して、次の人に引き継ぐ仕組みを、日本政策金融公庫などの支援機関ともタイアップしながら作っていききたいと考えています。

プロフィール

1976年、大学在学中に焼き鳥店「豊竹」をオープン。1998年に居酒屋「竹乃屋」に改め、以降、居酒屋のほかにさまざまな業態を展開。現在60店舗を経営。株式会社タケノ代表取締役社長。福岡県飲食業生活衛生同業組合理事長。福岡県料飲業生活衛生組合連合会会長。

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

●「組合活動推進月間」とは

各生活衛生同業組合連合会等において、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、厚生労働省や関係機関、関係団体との連携のもとに、生衛業の新規開業者等の組合加入を促進することとし、生衛組合についての周知広報や組合活動の活性化推進の取り組みを重点的に展開しています。



●組合の役割とは

生活衛生同業組合は、生衛業の衛生水準の維持・向上、経営の健全化、業界の振興等を図ることによって、利用者・消費者に安全・安心なサービスを提供するために組合員への指導等の役割を担って活動しています。

●組合で取り組んでいること

推進月間において、福岡県では、それぞれの生衛組合が、開業者に対して組合加入勧奨のチラシを送付したり、組合の役員が訪問して加入を勧奨するほか、衛生基準の自主点検、組合に関する広報・啓発の推進、若手・後継者などの人材育成、若手による組合活動の活性化などに取り組んでいます。

●指導センターも応援しています

指導センターも「活動推進月間」を共催して、その取り組みを全面的にバックアップしています。10月30日には、生衛組合が主催する「生活衛生同業組合活動推進会議」と指導センターが主催する「衛生水準の確保・向上事業推進会議」を共同で開催します。会議には行政機関、日本政策公庫の参加も得て、それぞれの生衛組合の推進月間における行動計画について話し合います。



令和4年度に開催した「生活衛生同業組合活動推進会議」

●組合加入を呼びかけましょう

組合に加入すると、いろいろなメリットがあります。①掛金が圧倒的に安い各種共済制度、②組合による情報提供、③講習会・セミナーへの無料参加、④組合員だけが利用できる低利融資、⑤税金や法律など専門家による無料相談、⑥カラオケの著作権使用料・クレジットカードの手数料などが割安になる、⑦組合員の横のつながりができる、などです。加入していない営業業者に、こうしたメリットを説明し、加入を呼びかけましょう。

出前相談についてのお知らせ

○ 営業者の方からのご相談に、中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家が、お店や営業所に伺って対応する「出前相談」を令和2年から行っています。当センターのホームページや組合からのお知らせ等を通じてご相談があり、次第に利用件数が増えてきています。

○ 最近では、ホームページやSNSを活用した集客方法、事業承継、インボイス制度への対応など、コロナ後の経営をにらんだ相談が多くなっています。

○ 令和5年度の出前相談のうち、中小企業診断士、税理士による出前相談は12月末で終了となります。ご相談されたいことがありましたら、お早目に当指導センターにご連絡ください。融資の相談、社会保険労務士への相談については、来年1月以降も引き続き対応しておりますので、お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 当センター担当:澤田(電話番号 092-651-5115)

指導センターからのお知らせ

クリーニング師研修 業務従事者講習 を開催しました

クリーニング所の中核的業務を担うクリーニング師を対象とした研修会を、9月10日(福岡市)、同24日(北九州市)に開催しました。福岡市健康づくりサポートセンターで行った研修会では、講師が染み抜きの実技指導を行うなど実戦的な研修となり、参加者に好評でした。



写真上: クリーニング師研修 (福岡会場)
写真下: 同(北九州会場)

店舗や工場で業務に従事をしている方を対象とした講習会は、9月22日(福岡市)、10月1日(北九州市)に開催しました。店舗においてお客様と接している方が多く参加されており、熱心にメモを取ったり、普段疑問に思っていることを講師に質問されたりしていました。

会場での研修・講習のほかに、会場での受講が困難な方むけに、自宅学習による研修・講習(第2型)も行っており、こちらにも多くの方が受講されています。

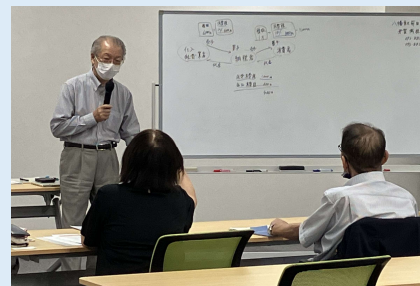
県内6カ所で 税務研修会を開催

県内6カ所の会場で、税務研修会を開催しました。それぞれの地域で活躍されている第一線の税理士を講師にお招きし、「インボイス制度への対応、改正電子帳簿保存法への対応など」をテーマにして、お話しいただきました。



写真上: 小倉会場 写真下: 八幡会場

インボイス制度については、10月からスタートしたということもあって、参加者の関心も高く、具体的な質問が多く寄せられました。



地区相談会を開催します (令和5年11月～12月)

- 食品衛生責任者養成講習会の会場で、相談コーナーを設置し、融資、税務、衛生、創業などのご相談をお受けしております。
- 当日は当センターの経営指導員が常駐しておりますので、お気軽にご相談ください。
- 開催日、会場は次のとおりです。

■ 食品衛生責任者養成講習会

開催日	会場	時間
11月22日 (水)	宗像ユリックス 宗像市久原400	12:30～13:30
11月29日 (水)	クローバープラザ 春日市原町3-1-7	12:30～13:30
12月4日 (月)	飯塚研究開発センター 飯塚市川津680-41	12:30～13:30
12月19日 (火)	サンレイクかすや 粕屋町駕与丁1-6-1	12:30～13:30

※ 追加、中止等変更することがありますので、当センターのホームページまたはお電話(092-651-5115、担当: 田村)でご確認ください。

求人に応募がないのはなぜ？

あらゆる業界で人手不足が進んでいますので、これを読んでいる皆様の中にも悩んでいる方が多いと思います。そこで、求人の際によくあるNG例をご紹介します。



中小企業診断士
原田 和泉 氏

① 求めるものが多すぎる

「〇〇のスキルがあり、コミュニケーション力が高く協調性がある方」「学習意欲が高く積極的に学べる方」など、かつての求人ではよく見かけた文言ですが、今は求職者にとって売り手市場の時代です。また、若い世代は自信がないとも言われています。他に多くの求人があるのに、自分に自信のない人がこういった求人に応募するのでしょうか？

② 魅力を伝えていない

求人には仕事内容や待遇は記載しますよね。ただ、魅力は伝わっているでしょうか。自社が何を大事にしている、その仕事にはどんな楽しさがあるか。また、若い世代はプライベートを大切にしています。残業や休みはどのくらいか、有休や育休は取りやすいか。仕事に関わる勉強をプライベートの時間に求めるのもやめましょう。（教育研修は就業時間内に行いましょう。）

どうでしょうか。若い世代は自分ばかり大事にして理解できないと思われるかもしれませんね。しかし、若い世代は子どもの頃からずっと景気が悪い。「頑張れば会社が成長して自分の生活も豊かになる」そんなイメージは持てないんだと思います。そういう人を採用して、その人が成長し自信を持つようになる、そんな風に育てるのも楽しいのではないのでしょうか。

「いやいや、うちの若手はそんなことない」と思われる方もいるかもしれません。その人は貴重な人材です、大切にしましょう。（もしかしたら貴社に入社して変わったのかもしれませんがね。）



プロフィール: (はらだ・いずみ)

九州大学理学部卒業後、民間企業数社にて経理に従事。その中で会社全体の経営に興味を持つようになり、中小企業診断士の資格を取得し独立。「社長や従業員の方々の頑張りを成果に繋げたい」という思いで活動しています。

福岡県からのお知らせ

障害者差別解消法の改正について

○令和6年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者にも障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

○「合理的配慮の提供」とは、事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。

○「合理的配慮」の内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なりますので、「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。



QRコード
(内閣府ホームページ)

県では、合理的配慮について、動画の作成や、専門相談員による講師派遣を行っていますので、ご活用ください。



【合理的配慮動画】

障がいのある人がお困りの際の合理的配慮について動画により分かりやすく解説。研修等に活用できます。



QRコード

【講師派遣】

県の専門相談員が、各種研修会へ講師として伺います(無料)。ご要望に応じて対応できますので、ご相談ください。



QRコード

【問合せ先】 障がい福祉課 ☎092-643-3264